

週刊大貫のり夫

市政ファイル No.485

日本共産党横浜市会議員大貫のり夫議会報告

発行日：2015年7月8日（水）

事務所：〒227-0061 横浜市青葉区桜台29-6



地方自治体の反対で、戦争法案をとめよう

戦争法案の慎重審議を求める意見書

6月30日に開催された臨時議会で、民主党から「安全保障関連法案の審議に当たり慎重な取り扱いを求める意見書の提出」が提出され、古谷やすひこ議員が日本共産党を代表して賛成討論を行いました。

古谷議員は、まず「二度と戦争をしない」と誓った憲法9条のも

とで戦後70年の節目を迎えており、「戦争をしないという歴史にこそ日本国民の誇りがある」と述べました。

憲法違反の法案提出は許されない

現在、国会で審議されている10本の「平和安全法制整備法」と新法の「国際平和支援法」は、自衛隊を海外の戦場に派遣して米軍と

一緒に戦争するものです。

政府の言う「後方支援」は「兵站」（戦場の後方で軍需品や食糧の補給や輸送をすること）であり、国際的には武力行使と一体不可分のものです。

（2面に続く）



戦争法案反対ちようちんデモ

夏の夜のピースパレード

2015年7月10日（金）青葉台公園

18：30～集会（青葉台駅前郵便局の坂上）

19：00～青葉台駅周辺をデモ（19:40終了予定）

主催 戦争法案反対ちようちんデモ実行委員会

連絡先 神奈川土建一般労働組合985-1903

弁護士による 無料法律相談

7月16日

8月は
お休み

予約制（大貫）
090-5311-1879

自民、公明、維新らの反対多数で、不採択に

(1面より)

古谷議員は、憲法9条の下では集団的自衛権の行使は認められないというこれまでの国会答弁からも、憲法を最高法規と定めた憲法第98条からも、憲法違反は明らかであるとして、今法案は廃案にすべきだと主張しました。

学者、研究者から厳しい批判

古谷議員は、多くの地方自治体で戦争法案に「反対」や「慎重審議」などを求める意見書が可決され、各種の世論調査でも「反対」が多数を占めていること、「安保関連法案に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明」に200人以上、「安全保障関連法案に反対する学者の会」に7300人以上(6月29日現在)が名を連ねていることを紹介。

さらに、衆議院憲法審査会にお

いて3人の憲法学者が「違憲である」と批判し、渋谷や国会前で数千人規模の若者たちが集まって反対の声を上げていると述べました。

その上で、「すべての自治体が戦争反対を貫けば、政権の暴走、止めることもできるはず」として、全議員の良心に呼びかけるとともに、意見書に賛成することを表明しました。

34都道府県195議会で
意見書可決

6月28日までに34都道府県の195議会で戦争法案に「反対」や「慎重審議」などを求める意見書が可決されました。

神奈川県内でも、鎌倉市と葉山町で戦争法案の撤回を求める意見書が、相模原市、平塚市、中井町で慎重審議を求める意見書が可決されています。

キャベツが見事に復活



わが家庭菜園のキャベツは、先月初め青虫にやられ、餅網筋衛門になってしまいました。諦めていたのですがその後、野鳥が青虫を食べてくれたおかげで生き返り、見事に葉が巻きはじめ、立派なキャベツになりました。しかも、八百屋さんではキャベツが値上っている今日この頃。ありがたいことです。キャベツちゃん。



ちょっと法律の話とか(8)

〇〇の自由、〇〇の権利とは？

東京合同法律事務所 弁護士 まなぎいすだろう 馬奈木 巖太郎

こんにちは。最近、よく「表現の自由」とか「言論の自由」といったことが話題になっています。しかし、「自由」の誤用や、あるいは「自由」を否定するような用いられ方も少なくないように思われます。今回は、このことについて考えてみたいと思います。

「表現の自由」や「思想良心の自由」、「信教の自由」といった権利は、もともと自由権と言われてきました。これに対して、「生存権」や「教育を受ける権利」などは社会権と呼ばれています。

自由権とは、政府や権力担当者から干渉されない自由という意味で、「国家からの自由」と特徴づけられます。社会権は、政府や権力担当者に積極的な施策を求めることによって保障されるという意味で、「国家による自由」と特徴づけられます。

歴史的に、「表現の自由」などの自由権は、政府の立場や見解に反対する人々の言論や表現行為が、政府などによって妨害されたり干渉されたりすることなく保障される権利として理解されてきました。というのも、政府の立場や見解を共有できる人々の言論や表現行為は、政府によって妨害されることもないので、わざわざ権利として保障する実質的な理由がないからです。政府の立場と異なる見解を述べ、表現

することこそが、権利として保障することの眼目といえます。

このことからすれば、「表現の自由」が保障するのは、政府と異なる見解が流通されることであり、多様な言論が人々の間に広がり、人々の多彩な表現行為によって、政府の見解が試されるということにあります。“今日の少数者が、明日の多数者になる”という格言は、このことをよく表しています。

ところが、近時は、政府の立場と同じか、それに極めて近い人々が、政府の立場と異なる見解の人々の言論を批判する際に、多様な言論の存在を認めない、あるいは許容しないような言い方をする場合もみられます。

批判者の存在がどれだけやっかいなものだとしても、政府の見解と異なる見解の存在を認めないとするならば、それはもはや「表現の自由」が保障された空間ではなくなってしまいます。

「表現の自由」とは、民主主義が機能するための前提となるものです。そして、民主主義が国民各人にかかわるものである以上、「表現の自由」を危うくするような言説に対して、私たちは無関心であってはならないと思うのです。



陸上自衛隊富士総合火力演習見学

予備自衛官の教員が生徒に案内

緑区の市立中学1年生を対象に自衛隊の実弾演習の見学会への参加を募集する文書が教員によって配布された問題で、新たな事実が判明しました。

対象の演習は富士総合火力演習とまったく同じ内容で行われる「予行演習」で、公的機関が一般的に行う公開行事ではなく、自衛隊関係者のみが見学できるというものです。そこに全く関係のない子どもたちを参加させることになりました。さらに当該の教員は、有事に自衛官に復帰する予備自衛官であることがわかりました。予備自衛官は毎月4000

円の給与が支給され、年5日間日給で訓練に参加します。

中1生徒はまだ憲法も平和主義も学んでいません。その子どもたちに実弾演習を見せ、自衛隊から



7月3日付しんぶん赤旗

一方的な説明を聞かせることになります。当該教員は、今回の「予行演習」見学募集を予備自衛官と教員の兼職の地位を利用して行ったもので、重大です。



ミジンコの独り言 7日は七夕。この時期は梅雨時だから織姫と彦星の出会いが見られることはめったにない。そこで国立天文台は、旧暦の7月7日を「伝統的七夕」と称し、今年は8月20日と報じている。今年の短冊には、平和への願いがたくさん書かれることだろう。(M)